

京都市住宅供給公社行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい労働環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 取組期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1

育児休業等の制度について、必要となる情報を集約したものを、職員及び管理職に配布し、改めて制度の周知を図る。

<対策>

- 令和2年度中 出産や育児に関する休暇・休務等の一覧表を作成し、全職員へ周知する。

目標2

子育てや介護等に関わる時間の確保のため、「長時間労働」から短時間で成果をあげる「生産性の高い働き方」へ働き方を転換し、時間外勤務を縮減する。

<対策>

- 令和2年4月～ 時間外勤務の状況について実態を把握する。
〃 各部署において時間外勤務の縮減目標を策定するとともに、公社全体での取り組みとして、定時退庁日及び時間外勤務の縮減週間や一斉消灯日の実施等を継続する。

目標3

年次有給休暇の一人当たりの年間休暇平均取得日数が、法定取得義務日数を上回るように取得促進する。

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 令和2年10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。